

2010年度勤労者福祉の充実・強化に関する

要 請 書

2010年11月24日

財団法人 鳥取県労働者福祉協議会

2010年度労働者福祉の充実に関する要請書(財団法人鳥取県労働者福祉協議会)

要請事項	担当課	回 答
<p>1. 労働者福祉事業との連携と支援について</p> <p>1. 地域労働者の雇用と生活をサポートし労働者福祉の一層の増進を図るために、行政と関係組織・団体との協働の仕組みづくりが、今後益々重要になるものと考えます。その立場から、(財)鳥取県労働者福祉協議会の行なう諸活動に対して、今日まで密接な連携・支援をいただいていたところですが、今後においても引き続き強化継続を図っていただくよう要請致します。</p>	<p>商工労働部 (雇用人材総室 労働政策室)</p>	<p>鳥取県労働者福祉協議会補助金として労働者福祉の増進に資する事業に対して支援しているところであり、引き続き支援を行うと共に、連携の強化に努めたい。</p>
<p>2. 県内企業・事業所の、健全・良質な労働雇用環境づくりにあたって、「鳥取県中小企業労働相談所(みなくる)」は、労働相談、労働セミナー、労働環境改善のための講師・アドバイザーの派遣など、その事業が定着しています。今後とも必要な県政施策として堅持するとともに、地域企業の経営者・労働者の有効な利活用促進に向け、積極的な広報活動など取り組み支援を強化されたい。</p>	<p>商工労働部 (雇用人材総室 労働政策室)</p>	<p>平成20年度から中小企業労働相談所の運営を貴協議会に委託し、労働者福祉の増進に資する事業を実施し、新聞による施策広報、とりネットなどにより周知を図っている。引き続き貴協議会と連携を取りながら労働相談等の支援及び労務管理改善への助言等の充実を図り、利用の促進に努めたい。</p>
<p>2. 就業と生活自立支援の充実について</p> <p>1. 雇用環境の悪化の中で、失業に伴う生活困窮者の総合的な自立支援が社会的課題となっていることから、全国的には今秋から、生活困窮者就職困難者の支援を一体的に行なう「パーソナル・サポート・サービス」のモデル事業が始まるようとしています。鳥取県内においても、完全失業者の長期化の実態とその要因分析など現状把握をもとに、就業と自立支援サポート、生活のためのセーフティネット貸付制度、生活保護制度活用などによる失業と生活の困窮者に対する総合的な相談・支援機能の充実を図られたい。</p>	<p>福祉保健部 (福祉保健課) 商工労働部 (雇用人材総室 雇用就業支援室)</p>	<p>【福祉保健部】 社会福祉協議会と福祉事務所が連携し、生活福祉資金貸付、生活保護、住宅手当緊急特別措置事業の実施により失業者などの生活に困窮している方の生活及び自立を支援している。今年度も年末の生活総合相談をハローワーク、県社会福祉協議会と共催で29、30日に実施したところ。引き続き、ハローワークなどと連携しながら失業による生活困窮者に対してきめ細かな支援を行ってきたい。</p> <p>【商工労働部】 本県においては生活圏域ごとに設置されたハローワークのほか、県の労働サイドにおいて各地区ごとに中高年者等の就職困難者や若年者、障がい者等に対する就業支援員を配置するなど、マンツーマンできめ細やかな就業支援に取り組んでいる。</p> <p>また、福祉サイドにおいても、生活保護からの脱却に向けて支援員を配置し、ハローワークや就業支援員との連携はもちろんのこと、市町村や社会福祉協議会とも連携して支援を行っている。</p> <p>地域コミュニティは近年希薄化して来ているが、都市部と違って依然として機能しており、町内会や民生・児童委員等による支援対象者の把握・援助も容易である。</p> <p>このように、各圏域ごとで関係者が連携してチームサポートを行っており、既に本事業が目指すもの以上のレベルにあると認識しており、今後は、今あるチーム支援体制がより効果的に行えるように密な関係を維持していくことが重要であると考えます。</p>
<p>2. 家計の困窮によって子どもの教育格差(負の連鎖)が生じないよう、実情の把握を基に、給付方式の奨学金、通学助成など、高校生就学支援制度について充実を図られたい。</p>	<p>教育委員会 (人権教育課)</p>	<p>高校に係る奨学金については、厳しい経済・雇用情勢を考慮し、平成21年度からは新規貸与枠を940名に拡充(20年度までは835人)し、所得要件(父、母、本人、弟または妹の4人世帯の場合、年間世帯所得約800万円以内)を満たしている申請者全員を奨学生に決定しているところ。</p> <p>また、本年度4月から授業料無償化がスタートしたところであるが、授業料以外の負担を考慮し、新規貸与枠及び貸与月額とも縮小・減額することなく継続しており、現時点において給付型奨学金の創設は考えていない。</p>
<p>3. 県内消費者行政の推進について</p> <p>1. 県内消費者行政の推進にあたっては、「消費生活審議会」、「食の安全ネットワーク」、「食の安全推進会議」など県民参加の諸施策について、より活性化と公開度を高め、県民の関心と意見が一層反映するよう諸施策の強化を図られたい。</p>	<p>生活環境部 (消費生活センター)</p>	<p>・消費生活に関する施策については「消費生活審議会」や「食の安全推進会議」などを開催し様々な立場の県民から意見をいただいているほか、必要に応じパブリックコメントを実施するなど県民意見を反映するよう努めているところ。</p> <p>・消費者問題に関する講座の開催や各種媒体を通じた広報など啓発・広報に努めているほか、消費者団体による啓発活動の実施や県民公募の「食の安全モニター」による小売店監視など高い関心を持って参画していただいている。今後も啓発や情報提供に努めるとともに、県民の意見を広く聞き施策を実施していきたい。</p>
<p>2. 消費者トラブルの防止、相談、解決機能の強化にあたって、県内市町村でも消費者行政活性化基金の活用による相談体制の強化を図られています。これらの強化策について時限に終わらぬよう県措置としての持続的実施とともに、相談員・アドバイザーの専門性と適正配置人員の確保、身分の安定を含めた更なる処遇改善を図られたい。</p>	<p>生活環境部 (消費生活センター)</p>	<p>・消費者安全法により消費生活相談が市町村の固有事務として明確に規定され、国は市町村窓口機能強化を図るための財源措置として、消費者行政に係る基準財政需要額の増、地方消費者行政活性化交付金、住民生活に光をそそぐ交付金を創設しており、県としては、これらの財源の積極的活用を市町村に働きかけるとともに、相談窓口担当職員研修の実施など相談体制強化のための支援を行いたい。</p> <p>・相談員の処遇については、現在、県全体の相談体制の機能強化を図るため、県と市町村による相談業務の共同化やNPO法人への委託を検討しており、その中で検討したい。</p>

2010年度労働者福祉の充実に関する要請書(財団法人鳥取県労働者福祉協議会)

要請事項	担当課	回 答
<p>3. 多重債務被害対策については、「多重債務・ヤミ金融問題等対策協議会」や専門家による無料相談会、中小企業への資金繰り対策など、既に組み込まれているところですが、改正貸金業法の完全施行(6月18日)を踏まえ、相談体制、セーフティネット貸付など施策拡充とその利活用に向けた周知・広報の徹底を図られたい。</p>	<p>商工労働部 (経済通商総室 経営支援室) 生活環境部 (消費生活センター)</p>	<p>【生活環境部】 ・多重債務問題は深刻な社会問題であると認識しており、従来の法律の専門家による無料相談に加え、今年度から臨床心理士によるカウンセリングを実施するなど充実を図ったところ。 ・相談窓口の周知については、多重債務リーフレットの金融機関ATMへの配架や県税催告書等への同封、新聞やテレビ、ラジオなど複数の媒体による広報の実施など引き続き広報を実施していきたい。また、改正貸金業法の完全施行をうけ、「多重債務・ヤミ金融問題等対策協議会」を「貸金業関係機関会議」と合同で開催し、関係機関との連携を強化して相談対応や広報にも努めているところ。 ・セーフティネット貸付については、社会福祉協議会の生活福祉資金制度を紹介している。</p> <p>【商工労働部】 ・改正貸金業法による総量規制(年収の1/3まで)は事業性資金は対象外とされており、制度上、法の施行前後で大きな違いはない。 ・中小企業への貸付制度については、国のセーフティネット保証制度を活用した経営活力再生緊急資金の創設や借換資金制度の拡充を行っており、また、政府系金融機関においてもセーフティネット貸付の限度額引上げ・要件緩和や借換え・償還猶予への対応など順次拡充を図り、経営の厳しい中小企業等の新たな資金ニーズ、償還負担軽減に対応しているところ。 ・また、改正法の完全施行に際して、商工団体向け説明会を開催し、事業者への適切な相談対応を要請している。</p>
<p>4. ワークライフバランスの促進と子育て支援の充実について</p> <p>1. 県内労働者のワーク・ライフ・バランスの推進にあたって、労使当事者自身の取り組みと同時に、行政の立場からの積極的な啓発、指導を必要とする現状にあります。 ワーク・ライフ・バランスに取り組む意義・メリットや、労働時間、育児・介護に関わるワークルール遵守への啓発・指導など、施策推進に向けた取り組みを一層強化されたい。</p> <p>2. 子育て支援にあたって「子育て王国とっとりプラン(H22～26)」を以って、総合的な施策展開が図られると同時に、これら諸施策の集中した取り組みと積極的な広報活動によって、県民運動としての盛り上がりとその効果を強く期待するものです。 関係機関の取り組み強化とともに、ファミリーサポートセンターの全市町村設置を図られたい。</p>	<p>企画部 (男女共同参画推進課) 商工労働部 (雇用人材総室 労働政策室)</p> <p>福祉保健部 (子育て支援総室)</p>	<p>【企画部】 ワーク・ライフ・バランスを推進するため、ワーク・ライフ・バランスシンポジウムを10月に開催し意識啓発を行うほか、仕事と家庭の両立を支援し、男女ともに働きやすい職場づくりを進めるため「鳥取県男女共同参画推進企業認定制度」の普及に努めた(H22.12月現在の認定企業数:332社、内本年度認定110社)。ワーク・ライフ・バランスの取組を進めるためには組織トップの意識改革が大切であることから、来年度は、新たに企業や自治体のトップを対象としたセミナーの開催を検討している。</p> <p>【商工労働部】 従前より、労務管理アドバイザーの事業所訪問による助言、情報提供により啓発に努めているところであるが、本年度新規事業として事業主及び労務・人事担当者を集めての「働きやすい職場づくり支援セミナー」の開催や職場環境改善支援員による労働組合等の巡回訪問を通じた職場内研修会の開催の促進、情報提供等により、ワーク・ライフ・バランス取組の促進に努めている。</p> <p>「子育て王国とっとりプラン」に基づき、市町村や関係機関と連携して子育て支援に取り組んでいる。このプランにおいても、ファミリーサポートセンターのサービスが全市町村で利用できる体制の構築を目標として掲示しているところであり、引き続き関係団体に設置を働きかけたい。なお、22年度末には未設置町は3になる予定。</p>
<p>5. 良質な公共サービスの確保について</p> <p>1. 「公共サービス」の担い手として、行政と非営利・協同セクターとの関係は、単にコスト削減や下請け型業務委託ではなく、官民の役割分担について目的・基準を明確にしつつ、民間の持つノウハウの積極的な活用によって公共サービスのより良質化をめざす協働の関係(パートナーシップ)をめざしていただきたい。</p> <p>2. また、公共事業・サービス事業の発注にあたっては、受託事業労働者の賃金・労働条件の適正水準や公正労働基準を確保するための「公契約条例」の制定を図られたい。</p>	<p>総務部 (行財政改革局)</p> <p>県土整備部 (県土総務課)</p>	<p>厳しい財政状況にあつて行政のスリム化が求められている中、民間委託等の推進に取組んでいるところである。したがって、公共サービスを行政以外の団体に担っていただく場合には、団体に高度な精度確保が図られるか、政策立案の責任がとれる体制となっているか、個人情報保護が適切に行われるか、危機管理に十分対応できるか等良質なサービスの提供が可能であるか否かの視点で検討するとともに、県が直営で実施するより、経費削減・サービスの向上となるか否かも大切な視点としている。</p> <p>公契約条例を制定することは、地方公共団体の行う契約について最低賃金法等の労働法制とは別の基準を設けることとなるので、労働法制との整合性を図るためにも、公契約に関する基準等は法律として制定すべきと考えます。</p>
<p>6. 高校生に対する社会人前教育について</p> <p>高校生の社会人前教育として、多重債務、割賦販売被害など消費者教育や、職業感および正しいワークルールの基礎知識について、全ての高校で課外授業として取り組まれたい。</p>	<p>教育委員会 (高等学校課)</p>	<p>消費者教育については、すべての学校において公民科の「現代社会」及び家庭科の「家庭基礎」「家庭総合」等の授業で取り扱うほか、県消費生活センター職員、司法書士、ファイナンシャルプランナー等の専門家を講師に招き、学校独自の講演やセミナーを実施している学校もある。また、21年度末に閣議決定された新たな「消費者基本計画」に基づいて、各学校において消費者教育を一層推進していくよう周知している。 また、望ましい勤労観の育成については、特別活動の時間や総合的な学習の時間で各学校において計画的に指導している。 なお、労働法等については、すべての学校において、公民科の「現代社会」「政治・経済」において取り扱うほか、平成22年度は労働関係法制度の基本的な知識や相談先等について講義を行っていただく鳥取労働局の事業を学校に対して周知しており、特別活動の時間に活用している学校もある。</p>